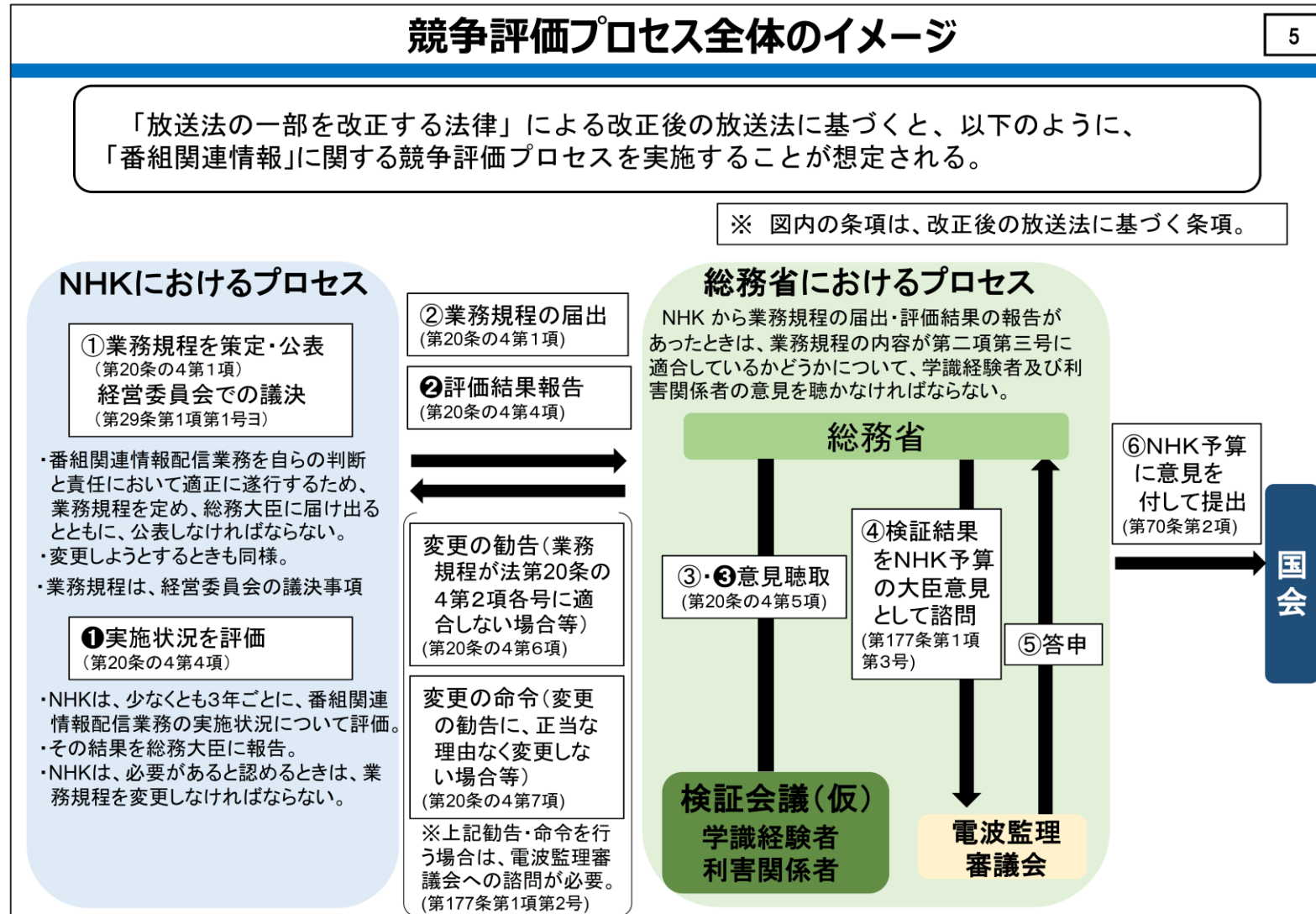
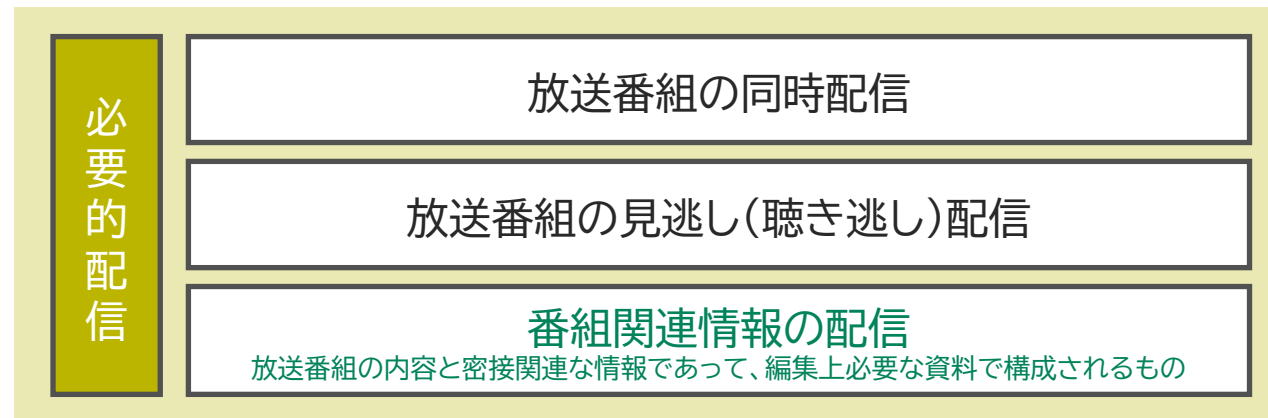


日本放送協会のインターネット活用業務の 競争評価に関する準備会合(第6回)

説明資料



- 法定された必要的配信は次の3つであり、このうち「番組関連情報」については、放送の価値をインターネットならではの特性に合わせて提供するもの。
- 公正競争の確保が前提であり、法律上の定義は“外延”。
- NHKが「業務規程」を策定し、競争評価のプロセスを経て業務の範囲が確定する。



「業務規程」による「番組関連情報」の規律のスキーム

- ✓ 「番組関連情報」の配信を、NHKが自らの判断と責任において適正に遂行するために定める
- ✓ 総務大臣に届け出、公表(変更しようとするときも同様)
- ✓ 「番組関連情報」の配信にあたっては、「業務規程」に従う
- ✓ 「業務規程」の内容は、法定の3要件に適合する必要
- ✓ 少なくとも3年ごとに「番組関連情報」配信の実施状況について評価し、総務大臣に報告
- ✓ 総務大臣は公正競争確保の観点から(3要件の1つ)、学識経験者や利害関係者に意見聴取を行い、法定の3要件のいずれかに適合しないことが明らかなときは「業務規程」の変更勧告・命令が可能

◆ 第20条の4 第2項

- ① 当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たす※ために必要かつ十分なものであること。
- ② 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。
- ③ 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。

※放送法81条「豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たす(後略)」と同様の表現



要件①②③について、NHK内の「業務規程」策定プロセスにおいて、適合を担保する仕組みを構築

- 要件①②③について、それぞれ適切な機能を有する機関において担保するプロセスを構築する
- 「業務規程」のコアとなる、「番組関連情報編集方針(案)」(＝番組関連情報の”中身”を示したもの)について要件に適合することを確認していく

要件①②

- ✓ 放送番組の編集・編成計画と整合することで「放送番組の編集上必要な資料で構成されるもの」という番組関連情報の性質を担保する
- ✓ 放送コンテンツと配信コンテンツの編集方針の決定を、同じプロセスで設計することが重要である

放送番組における放送番組審議会の機能を念頭に、配信コンテンツについても同等の仕組みで対応する

要件③

- ✓ これまで、「インターネット活用業務審査・評価委員会」において、公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点から見解を提示するなど、一定の知見を蓄積している

現行の「インターネット活用業務審査・評価委員会」の役割を参考にした検討体制を組成し、対応する

- NHKは、「番組関連情報編集方針(仮)」を策定し、放送番組における「放送番組の編集に関する基本計画」の策定プロセスに準じて、放送番組審議会に諮問し、答申を得る。
- 要件①「公衆の要望」については、放送と同様に、世論調査等の実施により把握し、担保していく考え。

放送番組審議会 ※法6条、82条

- 放送番組審議会は、放送事業者の自主自律を基本とする放送番組の適正向上の客観性、妥当性を確保するため、放送事業者に意見を述べるができる。
 - ✓ 番組改定、番組の種別など、放送番組に関する基本的事項についての審議
 - ✓ 放送番組全般についての意見交換
 - ✓ 放送番組モニターや視聴者意向の報告に基づく議論
- NHKの中央審議会及び国際審議会の委員…経営委員会の同意を得て会長が委嘱した学識経験者

世論調査 ※法81条

- 公衆の要望を把握し、これに応じた放送番組を制作していくための一つの方法として、全国個人視聴率調査などの定期的、科学的な世論調査を実施している。

- 既存の「インターネット活用業務審査・評価委員会」の役割を参考にしつつ、「競争評価分科会(仮)」を新たに組成する
- 分科会(仮)では、「番組関連情報編集方針(仮)」に基づいてNHKが実施する、市場調査・分析に関して意見を述べる



競争評価分科会(仮)

- 分科会(仮)は、NHKから示された評価・分析案について、次の観点等から意見を述べる
 - ✓ 放送と同一の情報内容、同一の価値であるか
 - ✓ 公正競争が阻害されるおそれがないか
 - ✓ 質の高い情報発信がNHKだけでなく民間でも確保されているか(多元性)
- 学識経験者、メディア関係者等で構成する想定



インターネット活用業務審査・評価委員会

- ✓ NHKのインターネット活用業務における適切性の確保に資するため、NHKインターネット活用業務実施基準に基づき、NHK会長の諮問機関として設置(2015年2月～)
- ✓ 市場競争の評価等に関する知見を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる委員を選任
- ✓ インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等について見解を提示

- 想定されるサービス・イメージを提示し、一定のサービスを想起できるかたちで、市場調査を実施する
- 調査・分析は、必ずしも「番組関連情報」に厳密に分離せず、評価可能な単位で行うことを想定
- 一体的なサービスとして放送番組の配信(必要的配信として実施するもの、必要的配信の期間を超え任意的配信として行うもの)を含む場合もあわせて評価
- 調査の分析結果を参考に、公正競争について、定性的・定量的に判断していく
- NHKのインターネット業務の全体像についても示していく

サービスイメージ ※実際とは異なる

令和6年能登半島地震「災害情報マップ」を例に

- ◆ ネットでも、放送で果たしてきた使命・役割を同様に果たし、視聴者・国民に放送と同一の受益をもたらすことを目指す
- ◆ そのために、放送番組をそのままネットで提供することに加えて、ネットの特性にあわせて提供していく
- ◆ 「災害情報マップ」は現在の理解増進情報の範囲で、放送と同一の取材に基づく情報を地図上にまとめて提供

放送と同じ情報内容をネットの特性にあわせて提供

学校教育「NHK for School」

- ◆ 災害時、感染症拡大等、学校教育の非常時などにテーマ別に既存のコンテンツをまとめて提供
- ◆ 効果的な活用のための授業案、利用ガイドなどの補助教材・資料の提供

既存コンテンツの再編集と授業への活用支援

放送

放送による提供(課題)

- ・放送スケジュールに学習の機会が限定される
- ・放送番組の単位に応じた学習

NHK for Schoolにおけるネットの特性をいかした提供

- ・コンテンツをまとめて提供し、理解の促進や学習の継続を支援
- ・授業への活用支援

「番組&web利用ガイド(冊子)」を各学校に配付

ネット

地震・災害についての理解を深めるサイト 被災した子どもたちのための学習支援サイト

「番組&web利用ガイド」をwebでも掲載

「学び・教育」は現在のサービス内容を整理・純化した上で競争評価にかけける想定

調査資料イメージ ※実際とは異なる

審査・評価委員会 ③競争評価－実際のフロー

NHK

領域ごとのシェアと市場集中度の例(教育情報)

※領域別シェア等すべてイメージ(仮データ)

区分	順位	●月			●月			●月		
		観覧対象サービス	シェア	HHI	観覧対象サービス	シェア	HHI	観覧対象サービス	シェア	HHI

審査・評価委員会 ③競争評価－実際のフロー

NHK

- ◆ 具体的な競争評価指標のイメージ。NHKのサービスの総量や個別のサービスについて、シェア、市場集中度を観測している

領域ごとのシェアと市場集中度の例(総合ニュース)

※領域別シェア等すべてイメージ(仮データ)

PC

区分	順位	●月			●月			●月			
		観覧対象サービス	訪問者数(千人)	シェア	HHI	観覧対象サービス	訪問者数(千人)	シェア	HHI	観覧対象サービス	訪問者数(千人)

PC	1	A	***	20.0%	***	1	A	***	25.0%	***	1	A	***	30.0%	***
	2	B	***	18.5%		2	B	***	20.5%		2	B	***	20.0%	
	3	C	***	10.0%		3	C	***	10.0%		3	C	***	7.5%	
	4	D	***	7.5%		4	D	***	7.5%		4	D	***	6.0%	
	5	E	***	5.0%		5	E	***	5.0%		5	E	***	5.5%	
	6	NHK NEWS WEB	***	3.0%		6	F	***	4.0%		6	F	***	4.5%	
	7	F	***	2.8%		7	G	***	3.0%		7	G	***	3.0%	
	8	G	***	2.7%		8	NHK NEWS WEB	***	2.5%		8	H	***	2.9%	
	9	H	***	2.6%		9	H	***	2.0%		9	I	***	2.8%	
	10	I	***	2.5%		10	I	***	1.5%		10	J	***	2.7%	
訪問者数 統計		***			訪問者数 統計		***			訪問者数 統計		***			

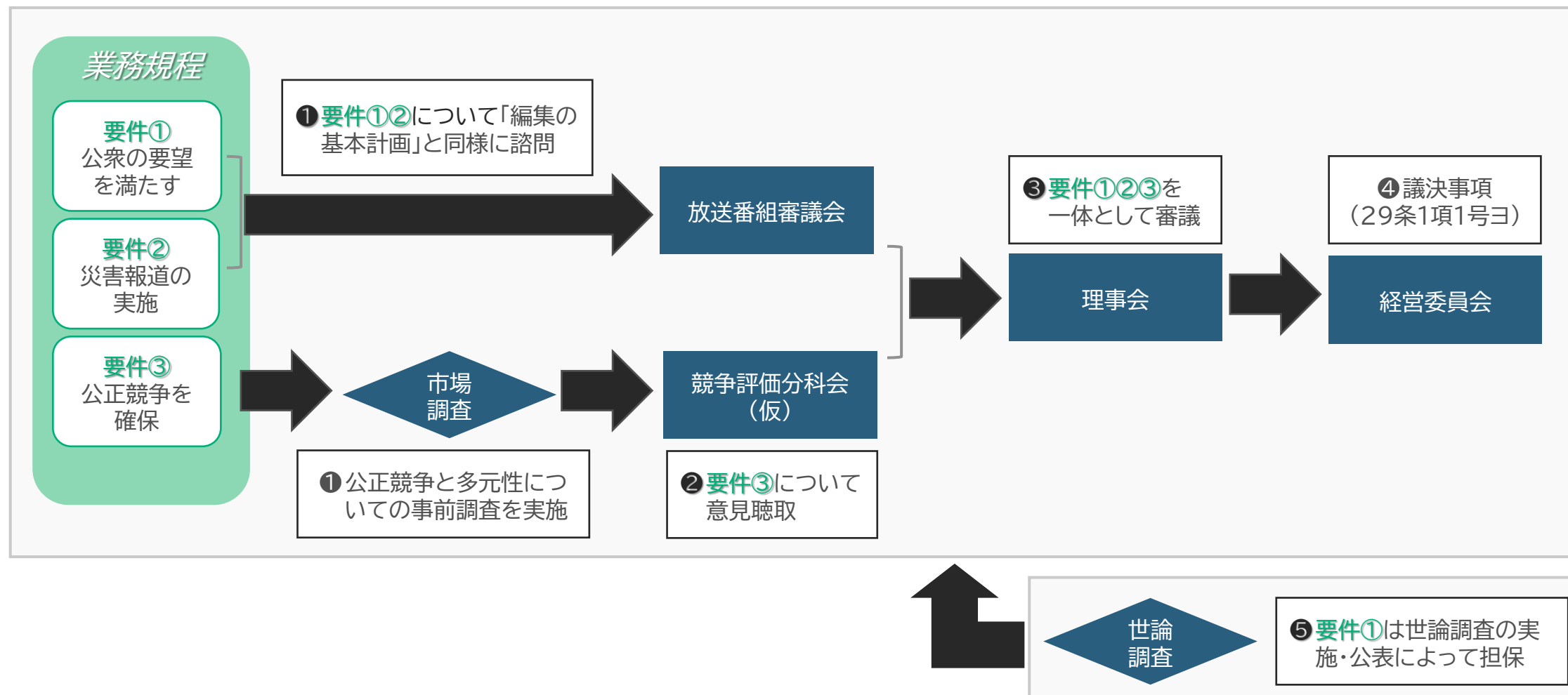
A～J: 教育(学校・社会)
※ HHは各番組における上位10サイトのシェアを用いて算出

A～J: 放送事業者、新聞社、ニュースプラットフォーム事業者等が実施しているサービス名
※ HHは各番組における上位10サイトのシェアを用いて算出

○: NHKのサービス

12

「業務規程」が、要件①②③についてそれぞれ適合しているか、経営委員会で審議・決定する



■ 「業務規程」は下記のイメージで検討中

□ 番組関連情報配信業務の「種類」「内容」「実施方法」について記載

- これまでご説明してきた「報道サイト(仮)」「NHK for school」といったサービスイメージと一致するよう記載する
- 放送番組と番組関連情報を合わせて提供する場合も含め、「評価可能な単位」(8ページ)を示す

□ 要件①②③に適合する旨の記載

- 要件①②について、番組審議会の答申を得て適合を確認していること
- 要件③について、▼放送と同一の情報内容、同一の価値であるか、▼公正競争が阻害されるおそれがないか、▼質の高い情報発信がNHKだけでなく民間でも確保されているか(多元性)について、市場調査を実施し、「競争評価分科会(仮)」の意見聴取を経て、適合を確認していること

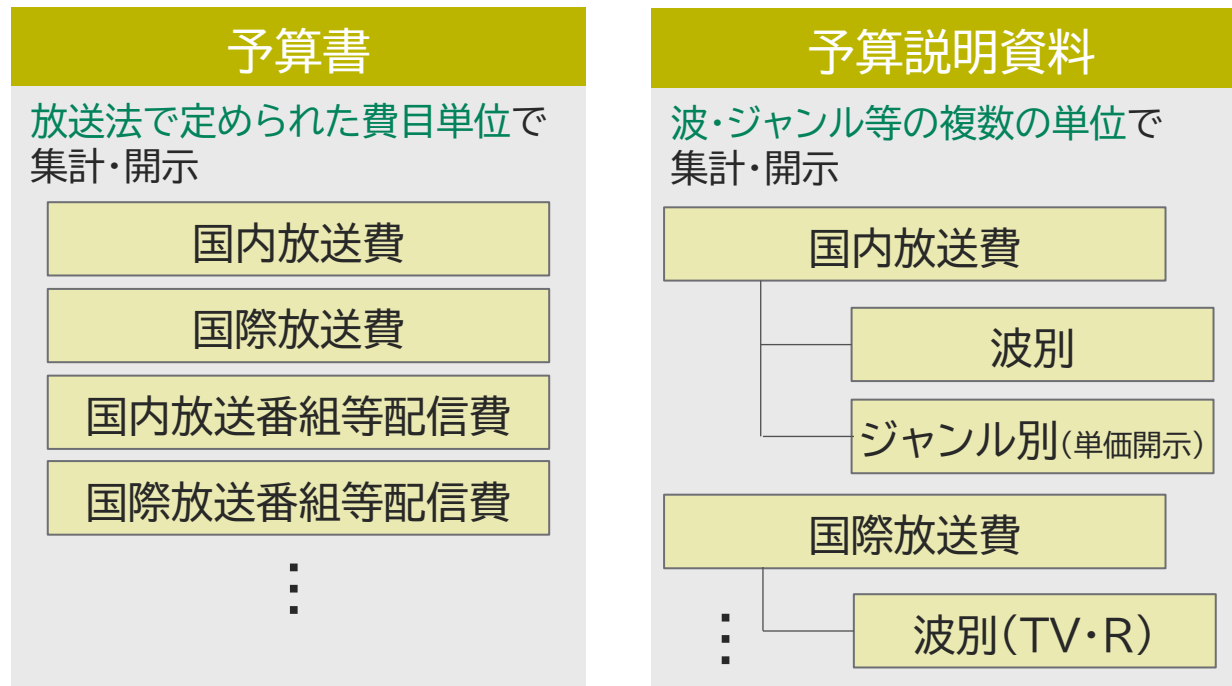
□ 評価の実施方法 (少なくとも3年ごとに総務大臣に報告することが法定される)

- 要件①②③の観点から評価を行う方法など

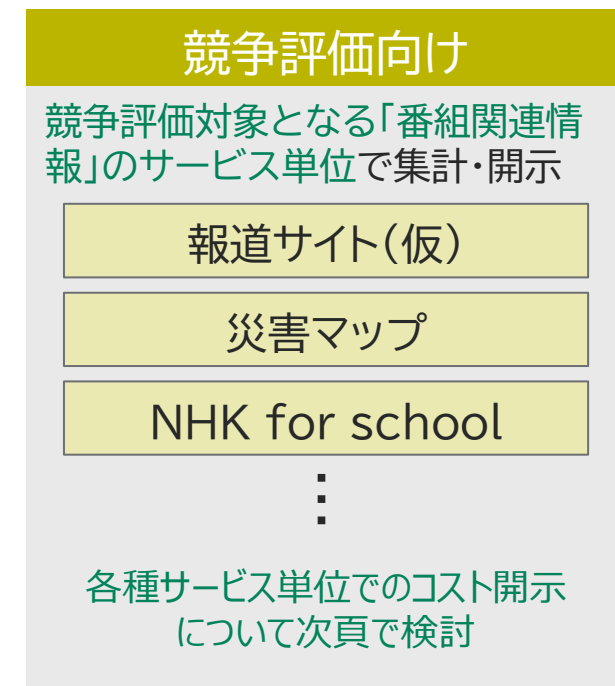
※ 総務省において実施される「検証会議(仮)」においては、次の点についてご説明(準備会合でのご意見を踏まえて検討)
▼業務規程の内容、▼各サービスのイメージ、▼市場調査の結果、▼費用に関する事項(後述)

- NHKの予算承認は、国会で行われる(1月経営委員会議決、年度内審議)。
- 一方で、競争評価が可能になるよう、番組関連情報については、サービス単位でのコストの集計・開示を想定。
- 上記のように、タイミングや表示方法が異なることを踏まえた仕組みが必要(メンバー限り・非開示のものもあり得る)。
- 現在、「予算・事業計画」は、放送法で定められた「予算書」とそれを補足する「予算説明資料」で、異なる切り口でのコストの集計・開示を行っており、このような形を想定。

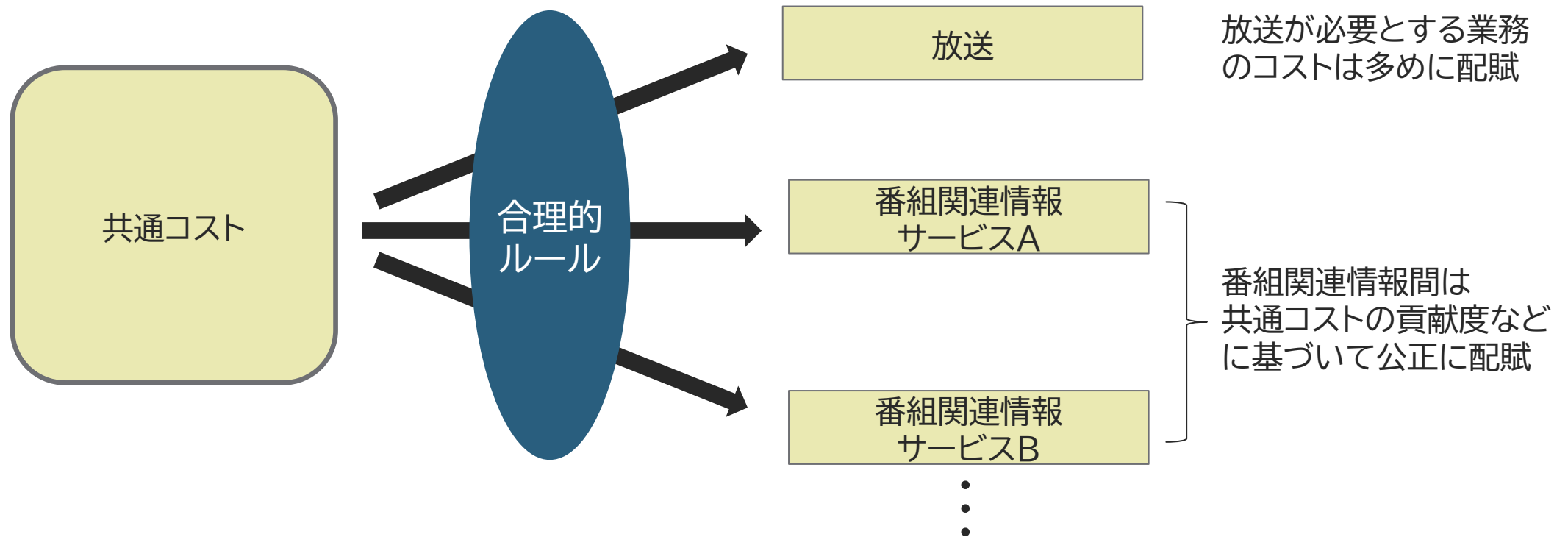
現状の予算開示単位



新たな開示単位



「番組関連情報」各サービスと放送の共通コストを配賦するために、合理的な按分ポリシーを定める



合理的かつ適切な配賦基準に則ったルールを策定

- 競争評価で各種サービスのコスト・価値創出の評価をするため、合理的にコストを振り分ける。
- 予算全体の金額確定に先行するという限界があるので、直課コスト・配賦コストの二段階でサービス単位のコストを集計。

サービス単位の切り分け

競争評価実施の単位となるよう
サービス単位を選定

- ・ 競争評価の対象となる「番組関連情報」が対象
- ・ 現状の予算開示には存在しない新たな粒度を設定

報道
サイト

災害
マップ

...

サービス独自の直課コスト

サービスの実施で生じる新たな費用は確実に当該サービスの費用

- ・ 基本的には管理会計の考え方
- ・ 把握・集計が難しい・客観情報活用が必要な場合などは税務手法（移転価格税制等）も参考

直課コスト

直課コスト

...

報道
サイト

災害
マップ

...

放送等と共通の配賦コスト

他の番組関連情報サービスや放送等と共通で要する費用を配賦

- ・ 合理的かつ適切な按分ポリシーを定める必要

配賦コスト

直課コスト

配賦コスト

直課コスト

...

報道
サイト

災害
マップ

...

(番組関連情報配信業務の実施方法)

第20条の4

協会は、番組関連情報の配信の業務(以下この条において「番組関連情報配信業務」という。)を自らの判断と責任において適正に遂行するため、番組関連情報配信業務の実施に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること。
- 二 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。
- 三 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。

3 協会は、番組関連情報配信業務を行うに当たっては、業務規程に定めるところに従わなければならない。

4 協会は、少なくとも三年ごとに、番組関連情報配信業務の実施の状況について第二項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を総務大臣に報告するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。

5 総務大臣は、第一項の規定による届出又は前項の規定による報告があつたときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かななければならない。

6 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。

- 一 第一項の規定により届出のあつた業務規程が第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるとき。
- 二 第四項の規定による報告の内容その他の事情に照らし、業務規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたことが明らかであるにもかかわらず、協会が業務規程を変更しないとき

7 総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなくて業務規程を変更しない場合において、第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

(放送番組の編集等)

第81条 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、第四条第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。
- 二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。
- 三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。

2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表しなければならない。

3～6 略

NHK